

## 16 加茂市立須田中学校 いじめ等防止基本方針

加茂市立須田中学校  
平成26年7月22日策定  
平成28年4月10日改定  
平成29年4月1日改定  
平成30年4月1日改定  
令和3年4月1日改定  
令和4年4月1日改定  
令和7年4月1日改定

### 1 いじめ等防止の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）は、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。いじめ等がその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、学校においては、いじめ等の防止のために万全の対策（以下「いじめ等の対策」という。）を講じるものとする。

#### (2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (3) いじめの類似行為の定義

いじめ類似行為とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

#### (4) いじめ等の禁止

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめ等を行ってはならない。また、いじめ等を絶対に看過してはならない。

#### (5) 学校及び教職員の責務

全教職員は、「いじめ等は人間として絶対許されない」という視点で全ての教育活動を行う。自らの指導を不断に見直すとともに、生徒の自律心を育成し、常に相手を思いやり尊重する人間関係づくりの取組を進めるなど、「加茂市学校教育の重点」を受けて「いじめ等防止基本方針」「いじめ等防止学習プログラム」を作成し、全校体制のもと「いじめ等をしない、許さない、見逃さない」集団づくりに努める。些細な兆候でも見逃さず、生徒・保護者の悩み、困りごとを全て受け止め、不安や悩みを解決するとともに、いじめ等の問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめ等の対策に対する理念、定義、防止方針等を全教職員が共通理解する。すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、速やかに対策を講じるものとする。

### 2 いじめ等防止のための組織

#### (1) 校内委員会（いじめ等防止・不登校対策）

- ① いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、校長を長とする校内委員会（いじめ等防止・不登校対策）を設置する。
- ② 校内委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭を委員とする。
- ③ 実効性の対策に取り組む、全校体制を構築して全力でいじめ等を防止する。

#### (2) 生徒指導部会

- ① 月に一度、校内生徒指導部が集まり、生徒の情報共有と生徒指導の方向性を定める協議を行う。

#### (3) 職員朝会

- ① 情報共有のため、毎週月曜日の職員朝会で、必ず生徒に関する情報提供の時間を設ける。
- ② 定例の朝会に抛らず、心配な様子や気になる言動があるときは、速やかに時間を設けて協議し、情報共有を図る。

### 3 いじめ等未然防止のための取組

#### (1) 生命尊重、人権尊重の教育活動の推進

- ① 道徳科の授業、人権教育、同和教育、防災教育、健康教育など、学校教育全体で、命を大切にすること、全ての人の人権を尊重すること、思いやりの心をもつことを指導する。
- ② 「教育活動一覧表」「人権教育を通じて育てたい資質・能力」などで、教科や領域の枠を越えて横断的に指導する心情や態度などを全教職員が共通理解し、教育活動に取り組む。

#### (2) 道徳科の授業を中心とする規範意識、自律心の育成

- ① 年間35時間の道徳科の授業を確実に実施する。複数の教師が道徳の授業を担当し、生徒の道徳性を多面的に把握し、課題を明らかにして指導の充実に努める。
- ② 特別活動（生徒会活動や学校行事）、総合的な学習の時間などで実施する活動に、道徳の項目を関連付けて計画し、生徒の規範意識や自律心を指導する。
- ③ 道徳ノートで生徒の学習履歴を残し、保護者にも読んでいただく。題材によっては、保護者の考えや判断などを書いてもらい、生徒の規範意識や自律心の育成に協力していただく。

#### (3) 安心して学ぶことができる人間関係づくり

- ① 生徒一人一人が、「課題ができた」「結果に満足した」という充実感・達成感や「自分は思ったよりもできる」という有能感をもつ授業を積み重ね、生徒同士や教師と生徒の強い信頼関係を築く。
- ② 学び合い、教え合いの中で、どの生徒もいつでも誰にでも質問したり意見を発表したりすることができる人間関係づくりを、全ての教育活動で実現する。
- ③ 基礎的・基本的な学習を定着させるとともに、個別学習を行い、内容の確実な理解をどの生徒にも指導する。

#### (4) 社会性育成の推進

- ① 小中が連携し、自己有用感、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度、規範意識の4つの視点から社会性の育成に取り組む。
- ② 核となる学校行事（体育祭・学習発表会等）や「いじめ等見逃しゼロ月間」の取組、「いじめ等見逃しゼロスクール集会」などで社会性育成の活動を設定する。

#### (5) 保護者、地域と連携した教育活動の推進

- ① グラウンド整備作業、資源回収、学年行事などで保護者の参加率を向上させ、子どもの成長を共に支える気持ちを共有する。
- ② 須田地区防犯連絡協議会、須田小・中学校地域連携いじめ等対策会議、保護司会、須田地区安全安心対話集会などで、学校の交通安全指導や危険箇所確認活動などの教育活動、きまりなどを説明し、学校の方針に対する保護者や地域の理解を深め、一体となって生徒の安全安心を支える。

### 4 いじめ等早期発見のための取組

#### (1) 相談体制の整備

- ① 日々の生徒観察や情報交換によって、いじめ等につながる兆候をつかむ。気になる生徒への学級担任による教育相談を速やかに行い、生徒理解に努める。生徒の希望があれば、学級担任以外の教職員が対応する。
- ② 月に1度「悩み・相談カード」を記入し、いじめ等につながる兆候をつかみ、悩みや困っていることに対して早期解決できるようにする。記述の内容は実施日に各学年で共有し、生徒指導主事に報告をする。
- ③ 生徒1人1人の教育相談前アンケートや生活アンケートの回答や内容を細かく点検し、早期発見に努める。心配される回答や記述は、その日のうちに学級担任が生徒指導主事と校長に報告し、相談前に対応を協議する。
- ④ 日々の生活記録ノートの記載内容を確認し、生活面の観察や級友の所見などを踏まえ、生徒の置かれている状況をしっかりと把握する。
- ④ 生徒が、市教育相談員や県スクールカウンセラーに気軽に相談することができるように、来校日の周知や心の教室の環境整備に努める。

#### (2) 教職員の情報交換と情報共有に努める

- ① 職員は、知り得た情報を学級担任、生徒指導主事、校長に報告する。校長が不在の場合は、教頭に報告し、教頭は速やかに校長に連絡する。生徒指導主事は、校内の情報共有を図る。
- ② 校長・教頭は、学級担任と同じ情報を常に共有し、対応を協議して指示・指導をする。

### (3) 保護者との連携

- ① 学校は、常に保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ② 保護者からの連絡や相談に常に誠実に対応し、迅速に調査や報告を行い、正確な情報を共有する。
- ③ 生徒の様子を細かく記録するとともに、面談や連絡を繰り返し、保護者の不安や心配を全て受け止め、安心できるように全力を尽くす。

### (4) ネットトラブル対応の充実

- ① ネットトラブルに関する啓発活動を生徒及び保護者を対象に進め、モラルを尊重し良識ある使用を指導する。
- ② ネットトラブルに関する事例の共有や研修を行い、職員の対応力を高める。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいる場合は、教職員の情報交換と情報共有を徹底するとともに、保護者との連携を確実に進行。

### (5) 小中連携の推進

- ① 小学校と不断に連絡を取り合い、子どもの様子や言動を把握する。
- ② 中学校入学を控える6年生には、授業参観、体験授業、出前授業などを複数回行い、中学校の教職員との顔をつなぎながら、進学への準備を進める。
- ③ 入学前と入学後に綿密に情報交換を行い、気になったり心配されたりすることについて、小学校での指導や対応を十分に踏まえる。

## 5 いじめ等への早期対応

### (1) 職員がいじめ等に関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。

- ① ただちに情報を集め、正確な事実確認を行う。
- ② 生徒の安全確保やケアなど、緊急に対応すべきことを決定し、実行する。

### (2) 校長は、いじめ等が確認された場合は、ただちに校内委員会（いじめ等防止・不登校対策）を開く。

- ① 情報を共有し、対応を協議する。
- ② 被害者及び家庭への支援方法と加害者への指導などを明確にする。
- ③ 継続的な支援や関係機関との連携について協議する。

### (3) 正確な事実調査のもと、全体像を把握し、速やかに教育委員会に報告する。

### (4) 犯罪行為として取り扱ういじめ等については、教育委員会及び警察との連携を図る。

- ① 教育委員会に速やかに報告し、指示・指導を受けて対応する。
- ② 警察との情報共有体制を確立する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめ等により生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめ等により生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日や一定期間連続して欠席している場合等）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ いじめ等により生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合

### (2) 重大事態を起こさないための対策

危険を察知した場合、問題が深刻な事態に陥る前に直ちに教育委員会に報告・相談し、市教委と一体になって問題解決に当たる。

### (3) 重大事態への対応

重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会へ報告し、指導、助言を受けながら、全力で対応に当たる。

## 7 いじめ等防止等のための年間指導計画：「加茂市立須田中学校いじめ等防止のための年間計画」参照

## 8 取組の評価と「いじめ等防止基本方針」の見直し及び修正

### (1) 学期ごとの学校評価会議において、学校生活アンケート等を活用して評価を行う。

### (2) 教育相談やアンケートの評価と年度内の生徒指導をもとに、職員会議で見直しと修正について協議する。この協議を基に、校内委員会において「いじめ等防止基本方針」の見直しと修正を行う。